

第 1 3 回大空町農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 2 5 日 第 1 3 回大空町農業委員会総会は、大空町役場 3 階 1 号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1 番 斎 藤 宏 幸	2 番 上 田 英 樹	3 番 渡 辺 誠
4 番 古 田 牧 子	6 番 渡 邊 恵 二	5 番 児 山 高
8 番 福 田 英 信	9 番 福 田 重 幸	1 1 番 増 子 昭 雄
1 2 番 真 鍋 剛	1 3 番 佐々木 経 一	1 5 番 仲 西 政 克
1 6 番 高 橋 敬 義	1 7 番 長 尾 照 幸	1 8 番 追 分 敏 行
1 9 番 岡 本 シゲ子	2 0 番 遠 藤 哲 也	2 1 番 佐 野 一 義
2 2 番 先 崎 教 之	2 3 番 丹 羽 真 治	2 4 番 石 田 正 俊

(2) 欠席者

7 番 小 川 一 浩	1 0 番 佐久間 仁	1 4 番 森 英 章
-------------	-------------	-------------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主 査 戸井 裕之	主 事 仙石 陸
------------	-----------	----------

第13回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第13回総会を開催いたしたいと存じます。 それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。 前文から朗読いたします、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、第13回農業委員会総会の出席ありがとうございます。 先程、松川町長より長尾委員へ辞令があり農業委員に任命されました。長尾委員からもご挨拶がございました。残り2年余りの任期となりますが、これからの長尾委員の委員活動、皆さんよろしくお願いいたします。 さて、昨日は雨でしたが、本日は暖かく天気も良く晴れていましたが、天気が急変して今は物凄く昨日以上に降っているんじゃないかと思われる状態になって、また防除と畑の作業が滞るのではないかと考えております。本年は昨年並みに酷暑となるとの長期予報でしたが、今のところ外れていまして、5月末より寒い日が多く、秋小・春小ともに出穂が遅れているところでございます。ビート・芋などは平年並みかなと思っておりますが、他の作物は低温と日照不足で少し停滞しているのではないかと考えています。今後の天候の回復に期待しているところであります。明日は寒い予報ですが、明後日からは気温も30度位まで上がるようですので、急激な温度変化となりますが、体調など崩されないようご祈念申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	5月24日開催の第12回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告)

石田会長	ただ今より、第１３回農業委員会総会を開催いたします。 (午後１時３６分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。
石川局長	ただいまの出席委員は、２１名であります。 小川委員、佐久間委員、森委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第７条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第１号から議案第６号まで計１３件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第１４条第２項」の規定に基づき議長において、８番福田英信委員、９番福田重幸委員を指名いたします。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和６年６月２５日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第１号所有権移転関係１番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面につきましては、１ページに掲載しておりますので、ご確認ください。農地法第３条第２項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第１地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。

	借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この案件につきましては、受け手が新規法人を設立したことにより、残期間分を法人と契約をし直す案件となっております。図面につきましては省略させていただいておりますのでご了承ください。農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 5 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和 6 年 6 月 2 5 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 2 号所有権移転関係 1 番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件でございます。先月の総会にて買入協議の要請を行っておりますが、公社買入のできない場所についての売買案件で、5 月 8 日に第 1 地区農業委員によりあっせん会が行われてございます。図面につきましては、2 ページに掲載しておりますのでご確認ください。 なお、全て農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係１番朗読】 この案件につきましては、受け手が新規法人を設立したことにより、残期間分を法人と契約をし直す案件となっております。図面につきましては省略させていただいておりますのでご了承ください。 なお、すべて農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第４地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和6年6月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第3号1番朗読】 この件につきましては、賃貸借していた農地の売買案件となっております。あっせんの申出を受け、6月14日に第2地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、東藻琴地区の〇〇氏となっております。図面につきましては3ページに掲載しておりますので、ご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	（なしの声）
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号1番について採決します。

委員	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係１番から４番までについて、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和６年６月２５日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第４号所有権移転関係１番から４番朗読】 １番から４番の案件につきましては、農地保有合理化事業に伴う農業公社との売渡しに係る案件となっております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係１番から４番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第４号所有権移転関係１番から４番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第３１条第１項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。

	(〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、所有権移転関係 5 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 4 号所有権移転関係 5 番朗読】 5 番の案件につきましては、農地保有合理化事業に伴う農業公社との売渡しの係る案件となっております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号所有権移転関係 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 4 号利用権設定関係 1 番朗読】 この案件につきましては、先々月の総会において、公社買入の議決をいただいている案件となっております。 今後の一時貸付農家である〇〇氏への貸付分に係るものでございます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第４号利用権設定関係１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第５号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 １番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第５号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成２０年農業委員会訓令第３号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和６年６月２５日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第５号１番朗読】 この件につきましては、５月８日に第１地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、４ページに掲載しておりますのでご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第１地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、５月８日に第１地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	これより議案第5号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、議案第6号「大空町農業委員会委員が担当する区域の決定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 事務局長。
石川局長	議案第6号「大空町農業委員会委員が担当する区域の決定について」農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第5項の規定に基づき、委員が担当する区域の決定について審議を求める。令和6年6月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第6号朗読】 この度の長尾農業委員の就任に伴いまして、上記法令に基づきまして、担当する区域を新たに設定するものであります。 説明は以上であります。
石田会長	これより質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号「大空町農業委員会委員が担当する区域の決定について」についてを採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成20年農業委員会規則第1号）第18条の規定により、会長専

石田会長 委員 石田会長	決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和6年6月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上です。 この件について何かご意見ございませんか。 (なしの声) これにて、報告第1号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後2時06分終了)
-----------------------------------	---